民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十五号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）附則第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「公共施設等運営事業」の下に「（附則第二条第一号において「公共施設等運営事業」という。）」を加える。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

（旧資金運用部資金等の繰上償還の申出に係る水道等公共施設等運営事業に関する計画に定めるべき事項）

第二条　法附則第四条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　水道等公共施設等運営事業（法附則第四条第一項に規定する水道事業等（以下この条及び次条第二項において「水道事業等」という。）に係る公共施設等運営事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る法第十九条第二項各号に掲げる事項

二　水道等公共施設等運営事業が開始された日（水道等公共施設等運営事業の開始前に法附則第四条第一項の規定による繰上償還の申出を行う場合にあっては、当該申出を行う日）の属する年度の前年度（次号において単に「前年度」という。）における特定水道事業等（水道事業等のうち、当該水道等公共施設等運営事業に係る同項に規定する公共施設等を用いて行われたものをいう。次号において同じ。）の収支の状況

三　前年度における水道事業等に要した費用の額に対する特定水道事業等に要した費用の額の割合

四　水道等公共施設等運営事業の収支の見通し

五　前各号に掲げるもののほか、水道等公共施設等運営事業に関する維持管理の方針その他の水道等公共施設等運営事業に関し内閣府令・総務省令・財務省令で定める事項

（旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続）

第三条　法附則第四条第一項の規定による繰上償還の申出及び水道等公共施設等運営事業に関する計画の提出は、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣に対して行うものとする。

2　内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、前項の申出及び提出をした地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から提出された水道等公共施設等運営事業に関する計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

3　前項の規定による通知をした場合において、当該繰上償還に係る資金が法附則第四条第一項に規定する旧公営企業金融公庫資金（次項において「旧公営企業金融公庫資金」という。）であるときは、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、地方公共団体金融機構に対し、遅滞なく、当該通知に係る地方公共団体の繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

4　第二項の規定による通知を受けた地方公共団体は、繰上償還の額、繰上償還の期日その他の繰上償還を行うために必要な事項を記載した申請書を、当該繰上償還に係る資金が法附則第四条第一項に規定する旧資金運用部資金である場合にあっては財務大臣に、当該繰上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金である場合にあっては地方公共団体金融機構に、それぞれ提出するものとする。

附則第四条を削る。

附　則

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十六号

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十二条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条に規定する措置

備考

一　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

二　上欄の暴風雨とは、平成三十年台風第五号、同年台風第六号、同年台風第七号及び同年台風第八号によるものをいう。

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第二条　前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十一年一月三十一日とする。